

# 水道広域化推進の取り組みに関するご提案

— 中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化のために —

## はじめに

厚生労働省は、平成25年3月に『新水道ビジョン』を策定し、水道事業の持続の観点からの重点的な実現方策として、「発展的広域化」を掲げ推進しています。加えて水道事業の基盤強化を図るべく、平成28年11月に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」をとりまとめ、この報告書を踏まえ、平成30年12月に水道法が改正されました。改正水道法では、「広域連携の推進」を主要な改正点としており、都道府県が主体となり広域連携推進のための「水道基盤強化計画」の策定と、広域的連携等推進協議会の設置ができるようになりました。今後は改正水道法に基づき、水道関係者の連携及び適切な役割分担のもとで、水道広域化の推進を図る必要があります。

## 1. 水道広域化の背景と目的

我が国の水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、急速に厳しさを増しています。こうした中、住民生活に必要なライフラインとして水道事業の持続的な経営を確保していくためには、**中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化**を進める必要があります。経営基盤の強化のためには、市町村の区域を超えて連携して又は一体的に水道事業に取り組む広域化の推進が有効と考えられます。

水道事業では、昭和40年代から水源確保を中心とした広域化が進められてきましたが、水道法改正を機に、広域化の更なる推進のため、各都道府県に対して、**2022年度（令和4年度）までに「水道広域化推進プラン」を策定することが要請されました。**さらに、平成31年3月には、総務省、厚生労働省より、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」が公表され、プランの全体像や標準的な記載事項等が示されました。

## 2. 水道広域化の類型

水道広域化には、経営統合（事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。）のほか、浄水場等一部の施設の共同設置・共同利用や事務の広域的処理等、多様な類型が考えられます。

経営統合による広域化は、単一の経営主体が経営資源を管理することとなるため、経営基盤の強化を図る効果が最も期待できます。一方、経営統合の実現が困難な地域においても、その他の広域化により、施設の更新費用の削減や事務処理の効率化のみならず、技術水準の確保等の効果が期待できます。

これらは**地域の実情に応じた類型を選択**すること、また近い将来だけでなく、遠い将来も見据えて、その**最終形に向けた協力・連携について可能な分野・項目から検討**することが重要です。

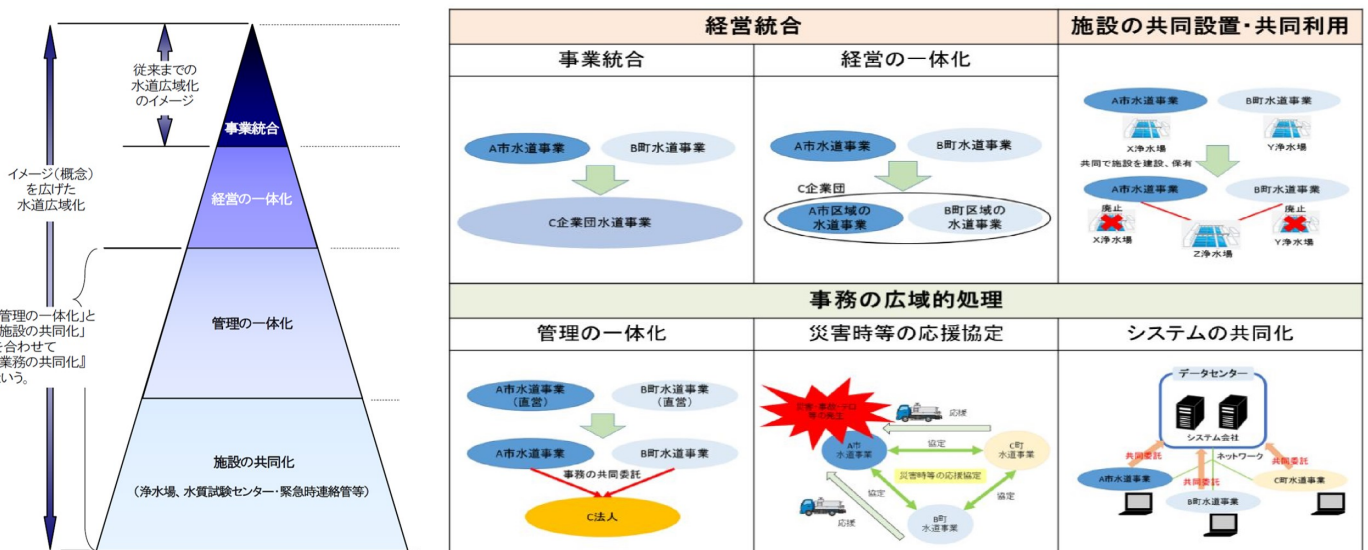


図1. 水道広域化のイメージと主な類型

（出典：（公社）日本水道協会、水道広域化推進プラン策定マニュアルより）

### 3. 水道広域化推進プランの内容など

水道広域化推進プランにおける検討内容は3つの要素に区分されます。

「**現状と将来見通し**」では、市町村等の水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状を整理し、将来見通しを策定した上で、経営上の課題を分析します。

次に、「**広域化のシミュレーションと効果**」では、広域化の多様な類型の中で、圏域や当該地域における経営上の課題、及び実現可能性を踏まえ、広域化パターンを設定を行います。その上で、広域化のシミュレーションによって、広域化パターンごとの効果を踏まえた将来見通しと、広域化をしない場合の自然体の将来見通しとの比較により、総合的な効果の算出を行います。

以上の分析を踏まえ、「**今後の広域化に係る推進方針等**」では、今後、実施または検討を進めていく広域化について、広域化の推進方針を定め、当面の具体的取組及びスケジュールを定めます。

なおプランの策定及びその後の取り組みについて、**都道府県は広域化の推進役**を担いますが、自らの運営基盤強化に努める観点から、**水道事業者等においても主体的に広域化に取り組むこと**が重要です。

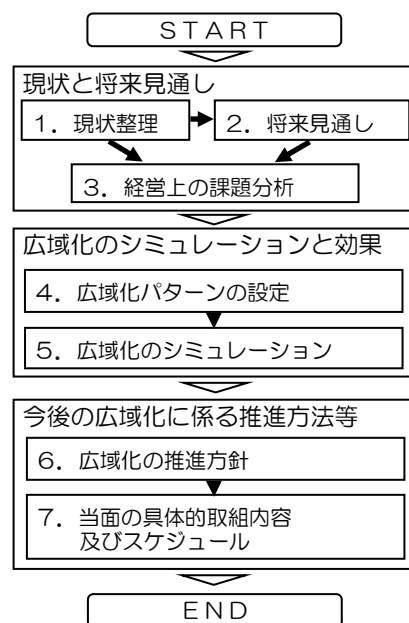


図2. 作業フロー

### 4. 水道広域化の取り組み事例

#### 事例① 水道広域化推進プラン（策定済事例：兵庫県、広島県、香川県、佐賀県など、策定中：多数）

現在、多くの都道府県で水道広域化推進プランの検討が進められています。その内容は3に示したとおりです。検討過程では、市町村との検討会、学識経験者などを含めた委員会を開催し、広域化の必要性などを共有する事例もあります。ここで、水道広域化推進プランは、都道府県水道ビジョンと一部の内容（特に「現状と将来見通し」）が重複するので、これらを同時に検討や策定・改定し、効率的に取り組む事例もあります。

#### 事例② 事業統合（検討事例：千葉県水道局、大阪府水道企業団、群馬東部水道企業団など）

事業統合には、水道用水供給事業者と末端給水事業者による『垂直統合』、複数の末端給水事業者による『水平統合』の事例があります。いずれの統合でも現状を把握し、中長期的な事業経営の見通しのうえ、水源や施設の統廃合や維持管理の共同化などによる事業経営の効率化、事業統合による技術や経営の基盤強化が図られるかどうかを検討しています。なお、統合に関わる水道事業者で協議会等を設置する事例もあります。

#### 事例③ 管理の一体化（かすみがうら市と阿見町など）及び④ 施設の共同化（荒尾市と大牟田市など）

施設整備や維持管理などを効率的に行うため、複数の水道事業者で水源や浄水場を共同で建設・運営する、一部の業務を共同で委託するなど、共同化の内容に応じて事例②と同様な検討を行う事例もあります。

**水コン協各社は、このような事例のように、様々な種類の広域化の提案や検討に対応できます。**

### 5. 水道広域化推進に向けた水コン協の役割

水道広域化の検討には、ヒト（人材）、モノ（施設）、カネ（経営）といった様々な観点での分析能力が求められます。加えて、一度の検討で結論が出るようなものではなく、各地域の歴史的経緯や関連する様々な計画を踏まえたうえで、将来の合意形成を見据えた息の長い支援が求められます。

水コン協各社は、これまで地域の水道事業者に寄り添い、各種検討、計画、設計を通じて支援を行うとともに、過去の知見を蓄積しつつ、分析能力・提案能力を向上させてきました。今後も持続可能な水道事業の運営の一助となるよう、これまでの業務経験に新たな知見を加え、有益なご提案を続けていきます。



Association of Water and Sewage Works Consultants Japan

公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会（通称：水コン協 AWSCJ）

〒116-0013東京都荒川区西日暮里五丁目26番8号 スズヨシビル7階

TEL：03（6806）5751 FAX：03（6806）5753 <https://www.suikon.or.jp>